

国立国語研究所広報室取扱要項

平成27年 3月11日
所 長 裁 定
改正 平成28年 4月 1日
改正 平成30年 4月 1日
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所（以下、「研究所」という。）広報室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 広報室は、所長の指名する室長及び室員で構成する。

- 2 室長は、広報室の業務を掌理する。
- 3 室員は、室長の命を受け、広報室の業務を処理する。
- 4 運営上の必要に応じ、室の業務に関する助言のため、広報室に所長の指名するアドバイザーを置くことができる。

(業務)

第3条 広報室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究所における広報の企画・立案及び実施に関すること。
- (2) 研究所における広報情報の編集、発信、管理等に関すること。
- (3) 研究所における広報に係る情報基盤整備（「ことば研究館」）に関すること。
- (4) 研究所ウェブサイトの企画・立案・管理・運営に関すること。
- (5) 研究所における広報に係る所内外との連絡調整、対応等に関すること。
- (6) その他研究所における広報に関すること。

(部会)

第4条 広報室に、室の特定の業務を実施するための部会を置くことができる。

- 2 部会は、室長が指名する職員（研究所にとって特に重要と所長が認める部会については、所長が指名する職員）をもって組織する。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 国立国語研究所企画・評価室の取扱要項（平成22年9月22日所長裁定）は廃止する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。